

質問書に対する回答 1

件名	首都圏中央連絡自動車道 入間高架橋床版取替設計検討業務
----	-----------------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	<p>技術資料作成説明書【（簡易）公募型プロポーザル方式版】</p> <p>5. 参加表明書様式 3「技術資料」記載上の注意事項及び証明資料</p> <p>(8)配置予定管理技術者の同種業務の成績【評価対象としている場合】記載上の注意事項②</p> <p>入札公告（説明書）9ページ目 技術評価項目及び評価基準</p> <p>【評価項目】 配置予定管理技術者の経験及び能力 成績等 配置予定管理技術者の同種業務の成績</p> <p>【評価基準】 ◇留意事項</p>	<p>技術資料作成説明書 5. 参加表明書様式3「技術資料」記載上の注意事項及び証明資料 (8) 配置予定管理技術者の同種業務の成績の記載上の注意事項②にて「同種業務の経験は、同種業務に従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事であること。」と記載がございます。</p> <p>一方、入札公告（説明書）の「技術評価項目及び評価基準」の成績等の欄には留意事項として「同種業務実績の従事役職及び従事役職での技術者評定が確認できない場合は、技術者評定点を70点とする」と記載がございます。</p> <p>本件の配置予定管理技術者の同種業務の評価は、照査技術者として従事した実績の評定点も評価対象となる理解で良いでしょうか。</p>	<p>配置予定管理技術者の同種業務の評価について、照査技術者として従事した実績も評価対象となります。</p> <p>なお、入札公告（説明書）_配置予定管理技術者の同種業務の成績に示すとおり、同種業務実績の技術者評定点にて評価点を算出いたします。</p> <p>また、照査技術者として従事した事を証明する書類および照査技術者としての技術者評定点を証明する書類の添付も必要となります。</p>